

国内経済要録

◇政府関係金融機関の融資のあり方について

政府は、著しく国民の利益に反する悪質な行為を行った企業に対して政府関係金融機関が融資を行うことはこの際適当でないとの判断から、政府関係金融機関の融資のあり方について、当面次のような方針を定めることとした(4月16日閣議了承)。

(1) 政府関係金融機関に融資の申込みをした企業が、経済関係法令(税法を含む)の重大な違反により起訴された場合、その他著しく国民の利益に反する悪質な行為を行った場合で、企業としても相当の責任を負うべきものと認められ、かつ次に掲げるいずれの場合にも該当しないと認められるときは、当該企業の主管大臣は、速やかに融資についての意見を付して主務大臣に通知する。

イ、当該行為に対してすでに十分な法的、行政的措置または企業自身の是正措置等がとられている場合。

ロ、融資の停止または融資条件の変更等の措置をとることによって、融資対象プロジェクトが実行困難となり、対外経済関係に著しい悪影響を及ぼし、または国内における重要な政策の実施もしくは国民経済の円滑な運営に著しい支障を生ずることとなる場合。

(2) 主務大臣は、政府関係金融機関においてとるべき措置について、企業の主管大臣その他の関係大臣と協議し、協議結果を当該政府関係金融機関に連絡する。

(3) 政府関係金融機関は、協議結果を基礎として、融資の停止または融資条件の変更等所要の措置をとる。

(4) 本措置は、日本開発銀行、日本輸出入銀行および北海道東北開発公庫について適用する。

◇民間設備投資等に係る融資の抑制および金融機関の店舗等の設備投資の抑制に関する大蔵省指導通達

大蔵省は4月5日、3月29日の閣議了解(注)をうけて、民間設備投資および民間建築に係る資金の融通については49年度上期においても引き続き抑制的に取り扱うよう、各金融機関代表者あて指導通達(「設備投資に係る資金の融通について」)を行った。

(注) 民間設備投資および建築投資については、48年12月22日の閣議了解(「当面の緊急対策について」)により、昭和48年度内においては、「原則として新規着工を見合わせ、既着工のものについても極力その施行の繰延べまたは規模の縮小を行う」こととされたが、49年度上期についても同措置を継続することが閣議了解された。

また、49年度上期における金融機関の店舗等の設備投資についても、48年度抑制措置を一段と強化することとし、店舗については、当面緊要と認められるものを除き、原則として新規着工を見合わせることに、店舗以外のものについては、原則として新規着工を見合わせるとともに、既着工のものも極力その施工を下期以降に繰り延べること、といった内容の指導通達(「昭和49年度上半期における金融機関の店舗等の設備投資の抑制について」)を同日付けで各金融機関代表者あて発出した。

◇海外直接投資の抑制に関する大蔵省通達

大蔵省は4月11日、最近における国際収支の動向等にかんがみ、海外直接投資を一段と抑制するため、全国銀行(各行あて)に対し概要次のような通達(「海外投資に係る融資の抑制について」)を発出した。

(1) 今後当分の間、海外投資に係る融資(融資に係る保証を含む、以下同じ)については、その緊要度を十分検討し、いっそう慎重に取り扱うこと。

(2) とくに不動産取得、ホテル、飲食店、レジャー関連、その他これらに類する海外事業に対する投資に係る融資については、これを差し控えること。

◇全国信用農業協同組合連合会の貸出抑制に関する大蔵省等の指導通達

大蔵省および農林省は4月9日、全国信用農業協同組合連合会の貸出について、全国信連合計の4～6月中の貸出金(金融機関貸出金を除く)増加額を1～3月からさらに抑制して、1,700億円程度にとどめるよう、各都道府県信農連会長および地方農政局農政部長あてに通達した。

◇第1四半期における財政執行の抑制

政府は4月12日、昨年来講じてきた財政面からの総需要抑制策を堅持し、物価の安定に資するため、昭和49年度第1四半期における財政執行を次のとおり抑制することを閣議決定した。

(1) 一般会計、特別会計、政府関係機関等を通じ、公共事業等公共投資関係の事業について、第1四半期における契約を極力抑制することとし、その契約率を48年度よりおおむね2%下回る36%(注)程度にとどめる(ただし、災害復旧および積雪寒冷地関係の事業については、この枠内で、極力その円滑な施行に配慮する)。

(2) 財政投融资対象事業についても、上記(1)に準じて、極力その抑制を図る(ただし、中小企業金融3機関等にかかわる事業については、対象から除外する)。

(3) 地方財政についても、国と同一歩調の下に、極力その執行の抑制を図るよう要請する。

(4) なお、上記の措置を実施する際には、中小建設業者に対し、受注機会の確保に努めるなど特段の配慮を払う。

(注) 大蔵省は4月23日の閣議に、第1四半期の公共事業契約目標率を下記のとおり報告、了承した。

第1四半期公共事業契約目標率

	予算現額 億円	第1四半期	うち新規
		期末契約 目標率	契約率
		%	%
一般会計・特別会計	38,450	23.2	11.1
一般会計	17,015	21.9	8.4
特別会計	21,435	24.2	13.2
政府関係機関	23,045	44.4	15.7
公園および事業団	16,304	52.7	3.6
合計	77,799	35.6	10.9

◇少額貯蓄等の非課税限度の引上げ

今般、所得税法および租税特別措置法の一部を改正する法律が成立(3月30日公布、4月1日施行)し、少額貯蓄等の非課税限度額が次のとおり引き上げられた。

変更後 変更前

少額貯蓄非課税限度(通称「マル優」) 300万円 150万円

勤労者財産形成貯蓄非課税限度(通称「財形貯蓄」) 500万円 100万円

少額国債特別非課税限度 300万円 100万円

(注) 昭和48年12月1日以降預入された預金等で改正法施行後利払期が到来するものについても遡及適用される。

◇郵便貯金預金者貸付限度額の引上げ

「郵便貯金法の一部を改正する法律」(4月15日公布施行)の成立により、郵便貯金預金者貸付制度の貸付限度額が20万円(改正前10万円)に引き上げられた。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(単位・年%)

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	11.875	11.875	12.125	12.125
4月12日以降	12.000	12.000	12.250	12.250
26日々	12.125	12.125	12.375	12.375
5月1日々	12.500	12.500	12.750	12.750
2日々	12.750	12.750	13.000	13.000
7日々	12.875	12.875	13.125	13.125